

3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車

| 車体の形状 | 構 造 要 件 | 留意事項 |
|-------|---|---|
| 患者輸送車 | <p>医療機関等において医療等の提供を受ける者（以下「患者等」という。）を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。</p> <p>また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車室には、患者等の輸送のための専用の寝台又は担架及び当該担架を固定するための設備を有すること。 2 寝台又は担架の就寝部の上面は連続した平面であり、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。 3 寝台及び担架の固定場所は、乗車設備の座席と兼用でないこと。 4 寝台又は担架の就寝部の寸法は、患者等1人につき長さ1.8m以上、幅0.5m以上であり、かつ、就寝部の上方は、寝台又は担架を固定した状態において、当該寝台又は担架の上面から0.5m以上の空間を有すること。 5 寝台又は担架に患者等を載せた状態で、容易に乗降できる適当な寸法を有する乗降口を当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられていること。 6 物品積載設備を有していないこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・患者等の輸送の用に供する寝台又は担架等は、乗車定員を算定するものとする。 ・折りたたみ式座席等を設けている場所に設けられた担架の固定装置は、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備に含まないものとする。 ・上記を除き、複数の位置で担架を固定するための固定装置は、そのすべてを特種な目的に使用するための面積を算定するための設備に含むものとする。 ・患者等の看護のために必要な薬品等を収納する棚等が設置された部分については、物品積載設備には該当しないものとする。 |